

苫小牧市訪問型サービスD事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に掲げる事業のうち、移動支援等として実施する訪問型サービス（以下「訪問型サービスD」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 訪問型サービスD事業は、居宅要支援被保険者等（以下「要支援者等」という。）に対し移送前後の生活支援又は通いの場への送迎を行うことにより、軽度な支援を必要とする高齢者の生活機能の維持又は向上を図るとともに、地域による介護予防を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語は、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）の例による。

(実施主体)

第4条 実施主体は、苫小牧市訪問型サービスD事業補助金交付要綱に基づき、当該補助金の交付を受け、道路運送法上の許可又は登録を要しない運送の態様で訪問型サービスDの提供を行う団体（以下「サービス提供団体」という。）とする。

- 2 サービス提供団体は、サービス提供団体に属し、訪問型サービスDの提供を行う者（以下「従事者」という。）に対し、訪問型サービスDの趣旨、サービス提供における注意点等について説明を行い、適切な対応や遵守事項等に関する知識を習得するための研修を実施する、又は従事者に他の機関が実施する同程度の研修を受講させるものとする。
- 3 暴力団及び暴力団関係者並びに宗教活動又は政治活動を行う団体は、実施主体となることができないものとする。

(利用者)

第5条 訪問型サービスDの提供を受ける者（以下「利用者」という。）は、苫小牧市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条に定める対象者のうち、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 通院等又は介護予防に資する活動若しくは事業が行われる場所への移動を必要とする者
- (2) 公共交通機関等を利用して前号に掲げる場所に移動することが困難と認められる者

(提供内容)

第6条 訪問型サービスDの提供内容は、移送前後の生活支援又は介護予防に資する活動若しくは事業が行われる場所への送迎とし、その具体的な内容については提供団体ごとに定めるものとする。

(実施方法)

第7条 サービス提供団体は、利用者の介護予防ケアマネジメントを実施した地域包括支援センターからの依頼に基づき、利用者に対し、訪問型サービスDの提供開始時期等の調整を行った上で、サービスの提供を開始しなければならない。

- 2 サービス提供団体は、前項の調整結果に基づき、訪問型サービスD利用受付票(第1号様式)を作成し、当該利用者の介護予防ケアマネジメントを実施した地域包括支援センターに情報提供を行わなければならない。
- 3 サービス提供団体は、訪問型サービスDを提供するに当たり、利用者とサービスの内容・料金についてあらかじめ合意し、その内容を明確にしなければならない。
- 4 サービス提供団体は、利用者に訪問型サービスDを提供したときは、その内容等を適切に記録しなければならない。
- 5 サービス提供団体は、訪問型サービスDの提供状況について、市に毎月報告しなければならない。
- 6 サービス提供団体は、利用者へのサービス提供等を通じて、利用者の身体状況等に顕著な変化があることを把握したとき又は利用者からサービス提供の終了について相談があったときは、当該利用者の介護予防ケアマネジメントを実施した地域包括支援センターに連絡し、サービスの提供に関する指示を受けなければならない。
- 7 サービス提供団体は、要支援者等からの訪問型サービスDの利用に係る相談を受けたときは、当該要支援者等の同意を得たうえで、地域包括支援センターへ当該要支援者等の情報を提供し、介護予防ケアマネジメントを実施するための必要な支援を行わなければならない。
- 8 サービス提供団体は、やむを得ない事情によりサービスの提供を廃止又は休止しようとするときは、その廃止又は休止する日の一月前までに、廃止・休止届出書(第2号様式)により、市に届け出なければならない。また、サービス提供団体は、利用者に必要なサービスが継続的に提供されるよう、当該利用者の介護予防ケアマネジメントを実施した地域包括支援センター、その他の関係者との連絡調整を行わなければならない。
- 9 生活保護受給者の介護扶助については、市に報告し、必要な手続を行うものとする。

(人員)

第8条 サービス提供団体は、管理者又は責任者を配置し、市、地域包括支援センター等の関連機関との連絡調整を行わせるものとする。

(保険の加入)

第 9 条 サービス提供団体は、従事者及び利用者が、安心かつ安全にサービスを提供又は利用できるよう、その活動に対する傷害保険等に加入しなければならない。

(緊急時等の対応)

第 10 条 従事者は、訪問型サービスDの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第 11 条 サービス提供団体は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 サービス提供団体は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密保持等)

第 12 条 従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 サービス提供団体は、従事者又は従事者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 サービス提供団体は、利用者の個人情報を用いるときは利用者から、利用者の家族の個人情報を用いるときは当該家族から、あらかじめ文書により同意を得なければならない。

(苦情処理)

第 13 条 サービス提供団体は、サービス提供に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 サービス提供団体は、前項の苦情を受け付けたときは、その内容等を適切に記録しなければならない。

3 サービス提供団体は、提供した訪問型サービスDに関し、法第 115 条の 45 の 7 第 1 項の規定により市の求めに応じて、書類の提出及び照会に対する回答を行うほか、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な措置を講じなければならない。

4 サービス提供団体は、市からの求めがあったときは、前項の措置内容を市に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第 14 条 サービス提供団体は、利用者に対する訪問型サービスDの提供により事故が発生したときは、市、当該利用者の家族、当該利用者の介護予防ケアマネジメントを実施した地域包括支援センターに連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 サービス提供団体は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。
- 3 サービス提供団体は、利用者に対する訪問型サービスDの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(記録の整備)

- 第 15 条 サービス提供団体は、利用者に対する訪問型サービスDの提供に関する記録を整備し、事実が発生した日の属する年度が終了した日から 5 年間保存しなければならない。
- 2 サービス提供団体は、前項に規定するもののほか、会計に関する記録、事故の状況及び処置に関する記録を整備し、事実が発生した日の属する年度が終了した日から 5 年間保存しなければならない。

(評価)

- 第 16 条 サービス提供団体は、提供するサービス内容や質に関する評価を定期的に実施し、必要に応じて内容等の改善に努めるものとする。

(留意事項)

- 第 17 条 サービス提供団体は、利用者に必要なサービスが継続的に提供されるよう、地域包括支援センターその他の関係者との連絡調整を図るものとする。

(その他)

- 第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 25 日から実施する。